

第261回6月定例教育委員会議事録

委員会次第

1. 開会宣言
2. 教育長あいさつ
3. 会議録の承認
4. 審議事項
5. 報告事項
6. その他
7. 閉会宣言

開会日時

令和5年6月22日(月)午後13時30分

会場

安来庁舎 301会議室

出席委員の氏名

教育長	秦 誠 司
委員	寺 田 禎
委員	平 野 千 恵
委員	青 砥 洋

出席者の氏名

教育部長	原 みゆき	全議題
教育総務課長	遠 藤 浩 司	全議題
学校教育課長	椿 英 隆	全議題
給食教育課長	石 原 秀 樹	全議題
文化財課長	金 山 尚 志	全議題
子ども未来課長	藤 原 聖 美	議第13号
学校教育課主査	糸 賀 真 也	全議題
教育総務課主幹	青 戸 かおり	全議題

1. 開会宣言

午後1時30分 教育長が開会を宣言する。

2. 教育長あいさつ

(教育長)

安来小中学校適正配置基本計画の検討につきまして、第10回の審議会では、会長私案から審議会案という形になり、答申に向け、いよいよまとまりつつある状況でございます。今月16、17日には、市内3ヶ所で審議会主催の意見交換会がありまして、教育委員の皆様方にもお出かけをいただきありがとうございました。教育委員会といたしましては、答申の提出を受けて基本計画の策定に向けての検討を引き続き進めて参りたいと思っております。

どじょっこテレビで意見交換会の様子を放映していただきましたけれど、最後に「市民一丸となって適正配置の検討を進めて、よりよい教育環境づくりを推進してまいりましょう」とアナウンサーが言っておられました。本当にその通り、力強く推進して参りたいと思っております。

本日はこの会議の後総合教育会議が予定されておりますので、早速会議の方へ入らせていただきたいと思います。

3. 会議録の承認

第258回3月定例教育委員会

(承認)

4. 審議事項

- 1) 議第13号 安来市長期休業期間中の希望保育実施要項の一部改正について

(子ども未来課長) 資料1により説明

今回は安来市長期休業期間中の希望保育実施要綱を改正するものでございます。改正理由といたしましては、夏季休業中に安来幼稚園がサービスで行っている預かり保育を制度化し、認定こども園と同様の子育て支援を行うものでございます。

安来幼稚園では、日にちを決めて、夏休みに子どもさんを預かる事業を実施してまいりましたが、実は今までは無料サービスという扱いになっておりました。そこで、他園との整合性を図るために、有料とするものでございます。

要綱では、希望保育の実施時間について、「3時間以下の場合、1日あたり300円」という項目を追加する改正を行いました。具体的には、朝9時から11時半までの実施時間でございますが、利用されますと、今年度

からは1日あたり300円をいただくということになります。

(委員)

他の認定こども園でも同様に行っていくということですか？

(子ども未来課長)

他園はこれまでも有料で実施しておりますが、安来幼稚園だけ無料でした。幼稚園ですから、夏休みは基本的には休園になりますが、いつ頃からか、プールがあるので、保護者さんからの要望で、プールで遊ばせたい、保護者が見るのでちょっと開けてもらえないかというのに対応していたのが、もともとの始まりのようです。それが長い年月を経過するうちに、幼稚園側で日にちを決めて、大体10日前後ですけれども、無料で提供するサービスのような形になっておりました。しかし、今日では他の園との整合性が図れないということもあり、保護者会の方でも説明し、了解をいただいたところでございます。

(委員)

認定こども園というのはいわゆる保育園のことですか？

(子ども未来課長)

認定こども園では、幼稚園のような感じで2時までの預かりを行ったり、保育所のように4時半までの預かりを行うなど、いろいろなご家庭の希望に応じて、お子さんをお預かりしております。幼稚園と保育所が一緒になったようなイメージを持ってもらったらよいと思います。

(委員)

安来幼稚園がサービスでやっていた夏季の預かり保育を有料にするということで、では安来保育所というのもありますよね。

(子ども未来課長)

保育所は夏休みなしで預かっております。

安来幼稚園は、夏休みの期間には、期日を決めて、今まで無料で預かりを行っていましたが、夏休み以外の期間については、延長保育料などを時間に応じていただいております。

(教育長)

こども園制度になってから、色々な運営タイプがあつて難しいのですが、基本的に幼稚園は小中学校と同じ、文科省系列ですので、幼児教育ということの基本にしています。小中学校と同じように夏休みもあるんですが、その間、今までは過去からの慣例のような形で、先生たちがサービスで子どもさんを預かっていた。しかし、他のこども園の利用者であれば同じようなサービスを有料で受けておられるので、安来幼稚園も有料で受けていただくというように今回改正をするということですよ。保護者会等で説

明されたと思いますが、ご意見がありましたか。

(子ども未来課長)

保護者会からは、誰が子どもを預かってくれるのか、先生は違う人が来るのか、というような質問がありましたが、園に通常勤務している教員が対応しますということをお答えしています。それから、申込後に利用をやめた場合の利用料の扱いについてもご質問がありましたが、事前にキャンセルの連絡があれば、支払いの必要はないとお答えしています。反対意見はございませんでした。

(承認)

2) 議第14号 安来市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

(文化課長) 当日配布資料により説明

本年7月から、新しい図書館システムが稼働します。これに伴い、利用者カードがなくても、スマートフォンやマイナンバーカードで利用できるようになります。そのため、利用者カードが不要な方が、申し出によりカード発行を省略できるよう、規則を改正するものでございます。

またこれに合わせて二つの改正を行います。一つは、近隣自治体と同様に、貸出延長の期間を1週間から2週間に延ばします。もう一つは、利用者カードの登録数が利用実態とかけ離れているため、10年間利用がない場合は登録を抹消するものでございます。

規則上では、第4条、登録手続き等の条文に、ただし書きで、申し出により、カードの発行を利用者番号通知に変えることができる旨を加えております。第5条、貸出数及び期間のところでは、延長期間の1週間で2週間に変更し、第6条、利用停止の項目には、10年間利用がないときを加えております。附則といたしまして、新システムの稼働に合わせ、令和5年7月1日から施行するものでございます。

(委員)

マイナンバーカードはわかりますが、スマートフォンでの貸出はどのように行われますか。

(文化課長)

スマートフォンの専用アプリにログインして所定のページを開くと、バーコードが表示されます。それを貸出カウンターで提示していただければ、カードと同じように読み取りをします。カードを持ち歩かなくても、スマートフォンを持っていれば、本を借りることができます。

(委員)

アプリをダウンロードして利用するということですね。各図書館に例えば二次元バーコードが置いてあるとか、利用するアプリの取得方法などの周知は？

(文化課長)

ホームページからアプリの取得が可能です。また図書館のシステムを変更しますというお知らせを広報に載せております。

(委員)

アプリからもできますという一言ではなく、やはり手順なども補足説明してあげたほうが利用率が上がり、親切ではないかと思います。

(委員)

今までのものも残しつつ、新しい要素もあるということですね。

(文化課長)

システムの変更により、今までと同じカードで、同じようにご利用いただくことももちろんできますけれども、カードを持ち歩くのが面倒だなど思う方は、新しいサービスも利用できるということでご理解いただければと思います。

今、臨時休館に入らせていただいております、職員の操作研修を行っているところです。

(承認)

3) 議第15号 和鋼博物館活用検討会議設置要綱の制定について

(文化課長) 当日配布資料により説明

和鋼博物館は開館30年を迎え、大規模展示改修と建物長寿命化の計画を策定します。これに向けて、文化財、産業、教育等の見地から意見を述べる検討会議を設置するものでございます。

要綱第2条、検討会議の所掌事項では、現状と課題、展示建物改修について意見を述べることとしております。第3条、組織では、学識経験者、博物館及び展示に関する専門知識を有する者及び市民の15人以内で会議を組織することとしております。

和鋼博物館は「たたら製鉄」をテーマに、歴史や科学を展示する総合博物館です。時代背景として、多言語化などの文化観光の推進、ヴァーチャルリアリティなどの展示技術の進歩、ユニバーサル化への対応などが進んでいます。さらに、日本遺産のゲートウェイ、鋼づくりの町を支える人材育成などの機能が求められています。こうしたニーズに対応するため、た

たら、観光、製鋼、教育などの分野からご意見をいただき、これからの時代のニーズに応える博物館にして参りたいと考えております。

附則といたしまして、令和5年7月1日から施行するものであります。

(委員)

15名の委員さんはだいたい決まっておられますか。

(文化課長)

候補の方々は概ね固まっております。今まさにお願いをしているところです。

(委員)

市民からやりたい人、というふうな募集はしないのですか。それと、学識経験者、博物館の専門知識を有する方というのは、具体的にはどのような方を予定しておられますか。

(文化課長)

市民の方は、募集方式ではなくて、できれば友の会など、活動に関わっている方からお願いしたいというふうに思っております。

専門の方については、たたら研究をされた方、また研究していらっしゃる方、あとは大学の先生等にお願いしたいですが、まだ実際には決まっていなくて、交渉中です。具体的には、たたら研究をされている高専の先生や、昨年まで古代文化センターにいらっしゃって、たたら研究されている先生、それから収蔵資料等をプロテリアルさんからお借りしていますので、そちらからも出ていただきたいと思いますと考えております。その他島根大学の次世代たたら協創センター、もしくはその関係の先生方にもお願いしたいと思っております。

(委員)

この検討会議、それから改修について、タイムスケジュールはどうなっていますか。

(文化課長)

建物の方につきましては、今年度現況調査を行い、計画立案、事業費算出を行いまして、来年度から改修に入りたいと考えております。調査の結果によって、事業規模、どの程度の改修をしなければならないのか、また、集中的にやるのか、それとも経費等も考えて、期間を長めに取ってやるのか、その辺りについて考えていきたいと思っております。

展示改修の方につきましては、今年度基本構想、基本計画を策定し、来年度実施計画、再来年度から改修に入っていくと考えております。

(委員)

では来年度あたりからは休館になりますか。

(文化課長)

まだ来年は実施計画を策定する段階です。ただ、例えば今エアコンが非常に老朽化していて、夏暑くて冬寒い状況になっているとか、建物の照明のLED化であれば、電気代にも関係してくる部分ですので、早くできるものは早く取り組みができればとは思っております。

検討会議の開催予定は、委員さんを正式に決定し、8月ぐらいになる予定です。

(承認)

- 4) 議第16号 安来市教育委員会事務局組織規則及び安来市教育委員会事務の専決及び代決に関する規則の一部を改正する規則の制定について
(教育総務課長) 資料2により説明

制定区分は、教育委員会規則の一部改正となります。制定する規則名は安来市教育委員会事務局組織規則及び安来市教育委員会事務の専決及び代決に関する規則の一部を改正する規則です。

制定理由ですが、安来市給食センターによる学校給食の実施及び学校給食費の公会計化等、事務事業の見直しに伴い、教育委員会内の分掌事務並びに専決及び代決に関する事項について整理を行うものです。

例えば第5条にありますように、給食の公会計化によりまして、改正前は給食センターと表示されていたものを、改正後では学校給食と表示する、といったように、文言の整理をしたものでございます。

第3条関係につきましては、管理職に付与されております、それぞれの決裁権限について、部長または課長共通の専決事項に加え、各課の課長にそれぞれ付与される専決事項を整理したものでございます。

附則といたしまして、令和5年4月1日から施行するものであります。

(承認)

- 5) 議第17号 市議会7月定例会議上程議案(予算)について
(給食教育課長) 当日配布資料により説明

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業として、この度国から示されました交付金をもとに、生活者支援、事業者支援などの項目の中で、必要とする支援について要求を行うものでございます。

このほど、中国生乳販売農業協同組合連合会会長より島根県知事に対しての要請を受けて、長引くウクライナ情勢等の影響から、燃油をはじめ

様々な物価が高騰しており、酪農経営環境の悪化が著しい状況から、今年の8月より飲用向け乳価及び輸送コスト含め、生乳価格を1キロ当たり10.5円値上げすることが決定したところでございます。

安来市の学校給食では、1人200mgの牛乳を飲用していることから、実質2.16円の値上げとなります。このことによる今年度分への影響額は87万7,176円となり、この部分について要求を行うものでございます。

また昨今の物価高騰によりまして、主な食材が軒並み高騰しており、今後の給食費に影響が出ることも懸念される状況であります。そこで生乳価格の値上げ額に相当する2円が今後不足することを想定した中で、今年度分として見込んだ額81万2,200円を要求するものでございます。

よって生乳分と合わせまして、合計169万円の要求を行いますが、これらはすべて新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金10分の10が充てられるものでございます。

なおこれは現在要求中のものでございまして、今後、市長査定が行われまして、7月に予定されております、臨時議会で審議された後、決定されるというものでございます。

(委員)

この値上分は、いつから実際に反映されますか。

(給食教育課長)

2学期からの給食費です。一時的な不足分については臨時交付金で負担します。

(教育部長)

今年度は、物価高騰分については給食費に反映させずに、この交付金を使って公費で負担するという考え方です。来年度以降については、今後の高騰がどれくらい給食費に影響するのかという状況を見てから、改めて検討したいと思っております。

(委員)

これは7月議会に出されるということだと思いますが、物価高騰に伴う値上げの部分に、新型コロナウイルス感染症の交付金を充てるとするのは、ちょっと聞いた印象では疑問を感じますが。

(教育長)

この名称だけだと、物価高騰分への対応として、趣旨に沿ったお金の使い方かどうかというのがわからないというご指摘でしょうか。

(教育部長)

ここには新型コロナの名前しか出ていませんが、交付金制度の中に「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援分」というメニューがあり、直接的

な感染症対応だけではなく、物価高騰への対応も入っているものです。

(教育総務課長)

交付金の正式名称はこの名称となっておりますので、議会に諮られる名称は、あくまで「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業」ということで出さねばなりません。説明資料の中で、これは物価高騰対策分であるというような説明があると思います。

(委員)

インターネットで調べましたら、新型コロナの影響で、よその自治体では、この交付金を全額当て込んで給食費を無料にしているところがあるということです。補助金がなくなったあかつきには、再び徴収するということがありますが。

安来市においては、この交付金がなくなった場合には、当然値上げということをお考えおられますか。

(教育部長)

現段階における考え方ですけれども、そもそも給食費というのは食材費部分のみ保護者負担ということで徴収しておりますので、食材費が上がったということであれば、基本的には保護者の方に負担していただくべきものと考えます。

(教育長)

生産者の方のご苦勞もある一方、結果的に10円の値上げになります。今後の諸物価、特に食材関係がどういう動きを取るかということを見ながら、県内の他の市町の様子も探りつつ、検討していかなければならないと思います。

(委員)

牛乳ばかりでなく、各メーカーとも、原材料が高く、瞬く間に値上げして、かつ値下がりの要因が全く見られないという状況です。コロナウイルスが5類に下がり、補助金もいつまで出るかわかりませんので、学校給食をはじめ、色々なところで問題が起こるんじゃないかと懸念しています。

(承認)

6) 議第18号 安来市就学援助規則の一部を改正する規則の制定について
(学校教育課長) 資料7により説明

経済的理由によって就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対し、必要な援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする、安来市就学援助規則でございます。

事務の効率化及び適切な執行を図るため、第1条において、保護者の規定について明確化いたしました。

また、認定審査に必要な資格の照会について、個人情報を取り扱うことでもありますので、根拠を規定の中に明記いたしました。

(教育長)

保護者の定義といったところをより明確にすることと、審査に必要な情報、これがいわゆる個人情報にあたるものとなりますので、関係部署に提出を求める根拠を明確にしたということです。逆に言うと個人情報をしっかり守っていくということの根拠になるものと考えています。

(承認)

7) 議第19号 安来市立図書館協議会委員の任命について

(文化課長) 資料8により説明

安来市図書館協議会は、図書館法の規定に基づき設置する附属機関で、図書館の運営に関し館長の諮問に応じるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関です。

委員構成は10人以内、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行うもの、識見を有する者のうちから教育委員会が任命します。任期は2年となっております。

委員名簿ですが、昨年と同様に10名の委員としており、3名の方々が新任となっております。任期は令和5年4月1日から令和7年3月30日まで31日までの2年間です。

(委員)

会議は年に何回ぐらい行われていますか。

(文化課長)

基本的には年1回、多い時は2回ぐらいです。例えば現在、図書館の開館時間の試行をしておりますけれども、最近の会議ではそういったことをしていかどうかとお諮りしました。

秋頃に安来市も含めて県内の図書館の利用状況の集計が出ますので、そういった情報、資料の情報を提供した上で、ご意見をいただくようにしております。

(承認)

5. 報告事項

1) 報第6号 市議会6月定例会議報告

6. その他

- 1) 総合教育会議の確認事項について
- 2) 不登校の現状について
- 3) 学校訪問について

☆次回定例会：7月26日（水）16時10分から

7. 閉会宣言

教育長が午後3時40分閉会を宣言し、6月定例委員会の日程を終了した。